

大学と損害保険 ⑮

～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

賠償事故と保険①

事件・事故に対する大学の責任

大学は幅広い教育・研究活動を行っているため、予防措置を講じていても現実には様々な事件・事故が発生します。しかし、その全てに対して大学・関係教職員が責任を負うかと言えば、そうではありません。過失等により賠償責任を負う場合、最悪のケースでは刑事罰に該当する場合には、大学・関係教職員は法律上の責任を問われることになります。

法律上の責任は問われなくても、道義的責任や社会的責任はより広く発生すると考えられます。大学が学生を教育する機関である以上、学生の不幸事等に関しても「そんなの関係無い」では済まないでしょう。(道義的責任、社会的責任があるからと言って大学に金銭を支払えということではありません。)

事件・事故に対する大学の責任の概要

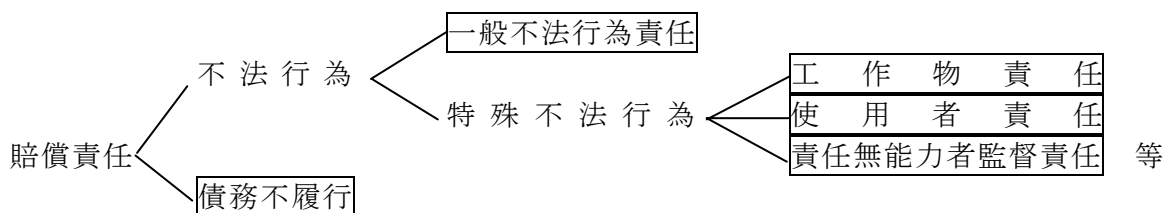
道義的責任・社会的責任	事件・事故	
	なし	あり
民法上の賠償責任	なし	あり
刑法上の責任	なし	
		あり

民法上の賠償責任の主な発生事由

第7回の連載「賠償責任保険のポイント①」では、賠償責任保険は法律上の賠償責任に基づき大学が賠償したものでなければ保険金支払いの対象とならない、とご説明しました。上記の表で言えば、「民法上の賠償責任あり」の部分で大学が被害者に対して損害賠償を行った場合に賠償責任保険から保険金が支払われる、ということになります。

それでは、どのような場合に法律上の賠償責任が発生するのでしょうか？

法律上の賠償責任が発生する主な事由としては、大きく<1>不法行為と<2>債務不履行の二つがあります。そして、不法行為には一般不法行為と特殊不法行為があり、特殊不法行為には、工作物責任、使用者責任、責任無能力者監督責任等があります。



<1> 不法行為

(1) 一般不法行為責任

不法行為とは、要するに、①故意や過失により、②他人の権利を違法に侵害し、③相当因果関係の損害が発生している、ということです。

過失とは、一般通常人の注意義務を怠ったということで、具体的には、事例により判断することになりますが、通常は予見できない危険により事故が発生した場合には無過失と判断され、一般の人なら当然に気づく危険を回避せずに事故が発生したのであれば過失ありとなります。

一般不法行為責任では、被害者が加害者の故意・過失の立証を行わなければなりません。

(2) 工作物責任

工作物責任は、工作物（建物、施設、設備等）の瑕疵によって他人に損害を与えた場合は、工作物の占有者が賠償責任を負い、占有者が必要な注意を払っていたことを立証した場合には所有者が賠償責任を負うというものです。

瑕疵があったかの判断は、事故が発生した以上、瑕疵があったと推定されるため、占有者・所有者は賠償責任を免れることは困難と解され、実際上は無過失責任となっています。ただし、通常予想される風圧や雨量等を上回る災害の場合には、賠償責任は発生しないと考えられます。

エレベータによる事故が大きく報道されましたが、大学の建物に設置したエレベータで事故が発生した場合、大学は工作物責任を負うこととなりますが、エレベータの欠陥や管理上の過失等がある場合には、製造業者、管理業者に求償することとなります。

(3) 使用者責任

使用者責任とは、使用人が事業の遂行に関して他者に損害を与えた場合には使用者が賠償責任を負うというものです。

使用者が、使用人の選任や監督に関して相当の注意を払っていた場合には責任を免れますが、損害が発生していることが相当の注意を欠いていたと推定されるため、こちらでも実際上は無過失責任となっています。

使用者・使用人の関係にあるかどうかの判断は、雇用関係の有無、有償・無償を問わず、実質的な指揮監督関係があればよいと解されます。

使用者は、使用人に対して求償を行うことはできますが、使用者が使用人の活動によって利益を得ていることを考慮し求償権は相当程度制限されると解されます。実際には、多くの場合、求償権は行使されず、使用人に対して懲戒等の処分が行われるものと思われま

(4) 責任無能力者監督責任

責任無能力者監督責任とは、未成年者等の責任無能力者が他者に損害を与えた場合には監督義務者が賠償責任を負うというもので、監督義務を怠っていないことの立証責任は監督義務者側にあります。

責任能力については12歳程度で備わると解されているため、大学でこの責任が問題となるのは、代理監督者として上記の責任を負う附属小学校や幼稚園の教員、保育所の保育士等の場合です。

< 2 > 債務不履行

債務不履行とは、債務者の責めに帰す事由により本来の履行が行われず、債権者に損害が発生する場合の賠償責任です。

不法行為による賠償責任は、教職員や学生を含む不特定第三者に対して発生するのに対し、債務不履行による賠償責任は、債務という一定の関係に基づきます。大学と教職員の間には雇用関係、大学と学生の間には在学関係という債務が存在しています。大学はそれぞれの関係に基づき、安全に労働が提供されるように、安全に勉学にいそしめるように配慮する義務を負っています。（安全配慮義務）それが、大学の責めに帰す事由により損なわれ損害が発生した場合には、大学は安全配慮義務違反として賠償責任を負います。

不法行為の場合、過失の立証は被害者側が行いますが、債務不履行の場合には債務者が責めに帰すべき事由が存在しないことを立証します。

不法行為の要件である過失と債務不履行における責めに帰すべき事由は、ほぼ共通すると考えられます。